

第 1 回 新市の事務所の位置等検討小委員会会議録

召集年月日	平成15年10月5日(日曜日) 午後2時00分～			
召集の場所	築館町役場 2階 講堂			
出席者	氏 名		職 名	
	1番	鈴木 守	議会議長 (築館町)	
	2番	佐藤 平 義	" (若柳町)	
	3番	千葉 伍 郎	議会議員 (栗駒町)	
	4番	太 齋 俊 夫	議会議長 (高清水町)	
	5番	石 川 憲 昭	" (一迫町)	
	6番	佐々木 幸 一	" (瀬峰町)	
	7番	大 内 朗	" (鶯沢町)	
	8番	小 岩 誠 二	" (金成町)	
	9番	菅 原 佑	" (志波姫町)	
	10番	中 鉢 泰 一	" (花山村)	
	11番	白 鳥 英 敏	学識経験委員 (築館町)	
	13番	高 橋 伸 幸	" (栗駒町)	
	14番	武 田 正 道	" (高清水町)	
	16番	津 藤 國 男	" (瀬峰町)	
	18番	飯 田 明	" (金成町)	
	19番	千 葉 和 恵	" (志波姫町)	
	20番	佐 藤 利 郎	" (花山村)	
	欠席者	12番	中 嶋 太 一	学識経験委員 (若柳町)
		15番	山 村 喜 久 夫	" (一迫町)
17番		伊 藤 竹 志	" (鶯沢町)	

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 案 件
 - 1) 新市の事務所の位置の検討
 - 2) 今後のスケジュール
 - 3) その他
- 4 閉 会

第1回 新市の事務所の位置等検討小委員会

1. 開 会 午後2時00分

千葉事務局次長 それでは皆様どうもご苦労様でございます。

ただ今から小委員会が始まる訳ですが、欠席報告されている方、若柳の中嶋委員さん。それから、瀬峰の津藤委員さんが遅れてまいるというようなことでございます。

それではただ今から、第1回新市の事務所の位置等検討小委員会を始めたいと思います。

2. 挨拶

千葉事務局次長 開会にあたりまして栗原地域合併協議会の菅原会長よりご挨拶申し上げます。

菅原郁夫会長 皆さん、今日は大変ご苦労様でございます。

日曜日ということ、そしてまた農家の方々、今、刈り入れが最盛期というような時期にさしかかっておりまして、これまた大変多忙な時期でございますが、そうでないと、議会の都合もありますし、各町村のそれから勤務をされている方も中にはおりますから、日曜日ということになりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この新市の事務所の位置等検討小委員会につきましては、去る9月19日の協議会におきまして、それぞれの町村からご推薦を賜りまして、小委員会の委員を出していただきました。これを、会長が委嘱をするということになる訳でございますが、本来であれば会長が委嘱状をさし上げてきちっと委員としての任命をする訳でございますが、今までの小委員会等につきましては、協議会の席上でもって委嘱状を交付することに致しておりますので、委嘱状をさし上げておりませんが、決して委員でないことではございませんので、協議会の席でやるということでございますので、ひとつご了承承賜りたいと思います。

それからもうひとつは、9月19日以降におきまして、9月28日に一迫町の議会議員の選挙が行われまして、そういうことでめでたく当選されまして、一迫町の初議会におきまして、これまためでたく議長さんに石川憲昭議員さんが議長ということで委嘱を賜りまして、当委員会のほうに出席する委員になるということで一迫町から私宛に通知がございました。そういうことで石川さんが一迫町の議会選出の委員になりましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

さて、そのような事情の中でございますが、今日は新市の事務所の位置等検討小委員会というようにございまして。なにせ、法定協議会設置致しまして、それぞれの協定項目について協議会において審議してまいりました。いろいろこれから難しいいろんな諸問題にさしかかっている訳でございますが、その中でありまして新市の事務所の位置なり、なおかつまた、議員定数なりなおかつまた、任期なりこういう大切な問題につきましては小委員会のほうに付託をされまして協議会でもって決定するという事に相成る訳でございます。

ことにこの新市の事務所の位置、こういうものはどこに決定するかということについては大変難しい問題がある訳でございますが、委員の皆さん方の英知をひとつ出して頂きまして、できるだけ早いうちにできるならばこれなども決定されまして、協議会に提案を致しまして、これまた協議会でこれらを決定していきたいなと感じている次第でございまして、いずれ精力的に何回となく委員会を開催

しながら審議をしていかなければならないと思っております。

今日は初めての委員会構成ということでございますので会長が出席致しまして、このように挨拶をしておりますが、以後におきましてはこの小委員会の委員長をもってこれから委員会の運営が図られることになる訳でございますので、その点についてもよろしく願い申し上げて会長からの挨拶とさせていただきますと思います。ほんとに大変ご苦労さんなことでございますが、よろしくひとつお願い申し上げます、私の挨拶と致します。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

続きまして委員の選出に移る訳でございますけれども、委員長、それから副委員長さんが選出されるまでの間、協議会の会長の進行ということでよろしゅうございますでしょうか。

菅原郁夫会長 よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 それでは、この小委員会の規程によりまして委員長、副委員長を選出しなければなりません。選出されるまで私が仮議長というような格好でひとつ審議させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは役員の委員長、副委員長の選任について、ただちに選任に入る訳ですが、いかが致しましょう、まずは委員長職でございますが選任の方法いかが致しましょうか、お諮りを致します。

佐々木幸一委員 指名推薦

菅原郁夫会長 指名推薦ということですが、よろしゅうございますか、皆さん。ただ今、瀬峰の議長さんから指名推薦で選任してはどうかという意見がありましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

菅原郁夫会長 はい、それでは異議なしと認めます。それではご指名をひとつお願いします。

佐々木幸一委員 築館の議長さんがいいと思います。

菅原郁夫会長 ただ今、委員長には築館の議長さんでございます鈴木守さんに委員長として選任してはどうかとの指名がございます。これについて皆さんご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

菅原郁夫会長 それでは、委員長に築館町から選出されております鈴木守議長さんに委員長に選出することに決定を致しました。よろしく申し上げます。それから、委員長が出た訳ですから、委員長のところで副委員長を選出すればいいところですが、私の方から副委員長の選出まで仮議長でやっていかがですか、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 それでは、副委員長の選任方法についてはいかが致しますか、これも指名推薦ですか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 よろしゅうございますか、はいそれでは指名推薦でお願いします。

どなたを指名致しますか、指名して頂きたいと思えます。ございませんか、佐々木さん。それとも委員長さんから指名して頂きますか。

千葉伍郎委員 委員長一任。

菅原郁夫会長 はい、それでは委員長一任という声がありますが、委員長さんから指名をすることによろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

菅原郁夫会長 それでは、委員長さん指名して頂きたいと思えます。

鈴木 守委員長 学験の方から思っているところでございまして、議長さん方ならばすぐ分かるんですが、ちょっと事務局と相談したいと思えます。

菅原郁夫会長 それでは、暫時休憩をしてもらってということでございますので、暫時休憩をす

ることにしてよろしゅうございますね。はいそれでは暫時休憩を致します。

午後2時 9分 休憩

午後2時16分 再開

菅原郁夫会長 それでは、休憩中の会議を再開致します。

それでは、委員長の方から副委員長の指名を致させます。委員長さん指名して下さい。

鈴木 守委員長 学験の方のお顔は何回か見ておりますが、よく分からないので、事務局と相談しましたところ飯田明さん、金成町の方をお願いしたいと思います。

菅原郁夫会長 それでは、委員長さんの方から副委員長には、金成町から選出されております、学験の飯田明さんが指名されました。これについてご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

菅原郁夫会長 はい、異議なしと認めます。

それでは、副委員長に飯田明さんが選任されました。それでは以上で役員の選出を終わります。

以上で議長を交代させて頂きたいと思います。ありがとうございました。

千葉事務局次長 委員長さん、副委員長さん、前の方をお願い致します。

千葉事務局次長 それでは、役員の選出におきまして、委員長に鈴木委員さん、副委員長さんに飯田委員さんが選出なされましたので、一言ご挨拶頂戴したいと思います。

鈴木 守委員長 まさか委員長に指名されるとは夢にも思っておりませんでした。

と申しますのは、先に協議会で協議 第8号でしたか、事務所の位置について築館町と謳っておりますので、正直申し上げまして私は適任ではないと感じておりましたが、皆さん方の選任によりまして委員長になった訳でございますけれども、大変難しい問題でございますが、皆さんのご協力によりまして、なんとか意見をまとめていきたいと思います。

飯田 明副委員長 ご推薦賜りました、金成町の飯田と申しますが、実は私の方は、まちづくり検討委員会にも出ておりますけれども、小委員会で皆さんからの意見をとりまとめ、調整して、協議会の方へいい提案をしていきたいと思います。皆さんご協力の程よろしくをお願いしたいと思います。

千葉事務局次長 ありがとうございます。

3. 案 件

千葉事務局次長 続きまして4番、案件に入る訳ですけれども、この後の進行については委員長さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木 守委員長 それでは、早速案件に入ります。

1)新市の事務所の位置の検討について、事務局より説明願います。

濁沼事務局次長 それでは、資料説明させていただきます。

はじめにお手元に小委員会の委員名簿と一緒に小委員会の規程を付けております。それからこれからいろいろご検討頂くんですが、その資料については、また別綴りになります新市の事務所の位置等検討小委員会第1回討議資料をお開きいただきたいと思います。

この資料の1ページから3ページまでは、これは協議会に提案した際に附属資料として添付したものであります。もう一度簡単に説明させて頂きたいと思います。1ページ目は栗原10ヶ町村の事務

所の位置、それから現在の10ヶ町村の庁舎の建設内容・構造、そういうものを表しております。敷地等の面積とか、駐車場のお互いの町村の駐車可能台数とか、会議室の広さとか、議場の席数等については、前の協議会で説明させて頂きましたので、割愛させて頂きます。

それから2ページ目につきましては、これは、地方自治法の部分で事務所の位置を決定する場合の参考法令になるものを抜粋しております。この具体的な内容についても、協議会で説明しておりますので省略させて頂きます。

それから2ページ目の右側ですが、これは庁舎の設置方法として考えられます3つの方式を例として出しております。これについても前に説明しましたが、ひとつは本庁方式、ひとつは分庁方式、それから総合支所方式、考えられる3つのパターンを出しております。

それから3ページ目でございます。これは各町村の役場から半円10km圏域を示したものでございまして、10km圏域を定めた意味は特にございませんが、ただひとつの区切りと致しまして、10km圏域を定めたとした場合に、その半円の中にどれくらいの施設が入ってくるか、そしてまた、10ヶ町村のお互いの庁舎がどういう場所にくるのかというものを表したものです。

それから、4ページ以降については、協議会に提出しておりませんが、これから小委員会の中で議論頂く際の参考にして頂ければと思います。これは宮城県内の法定協議会等の10月1日現在の流れでございます。構成町村、それから合併協定項目の中に基本5項目という部分がありまして、合併の方法、期日、新市の名称、事務所の位置、財産の取扱い、この5項目が県内の協議会で、どういう方向性になっているかというのを10月1日で抑えている資料でございます。それからその他としまして、議員の取扱いの関係、地域審議会を設置の有無、市町村建設計画の策定状況がございます。その中で、基本5項目のうち事務所の位置という部分を参考にしているいろいろとご協議頂ければと思います。

それから5ページ目については築館町周辺の道路網図を表しております。これから新市の事務所の位置を検討する場合にやはり基幹的な路線、県等で計画されている計画路線等が非常に大事だということで道路網図を添付させて頂きました。既存の4号線、これを青線で表しております、緑色の部分については県道でございます。県道については路線名を表しております。それで、特に見て頂きたいのが、青色の点線になります。これは築館の既に法線が決定して、一部用地買収、工事等が進んでおりますが、仮称築館バイパスと言われる法線が青線の点線になります。それから、オレンジ色の部分、国道398号線であります。それと同じ色で点線でその下にありますが、県北高速幹線道路でこれも法線が決定になって、一部工事が進められております。この路線が整備されますと、点線が実線になってきて、これはインターができて有料になる一般的には高速道路と呼ばれるものになります。

それから赤色については整備要望路線、 を表しております。 については合併以前から一迫町、築館町で計画されていた4号線に取り付ける道路整備計画で、この計画につきましては、合併の建設計画にも要望されております。これは、警察署の裏に現道がありますが、その拡幅工事であります。それから につきましては、中央病院から国道の398号線に接続する計画路線であります。これは迫川に橋梁を新設して、新たなルートでの路線ということで、これも合併の話がでる前から志波姫町、築館町で計画されていた路線であり、合併の建設計画の要望路線となっております。

次に6ページ以降になりますが、栗原の管内図に下ろしていますから、字が小さく見にくくなっておりますが、6ページ目については公共的施設として、役場、病院、診療所、消防署、警察署、こういう部分を表しております。図面に番号を入れておりますが、それは左下の1から29番をあわせて見て頂きたいと思います。

7ページ目につきましては同じように教育施設を、8ページ目は、高齢者・障害者福祉施設を、9

ページ目については保健・児童福祉施設を、10ページ目は産業・観光施設を、11ページ目はスポーツ・文化施設・コミュニティ施設を表しております。これらをご覧頂きまして、いろいろと協議の資料として見て頂ければと思います。以上で説明終わります。

鈴木 守委員長 ということと事務局の説明終わった訳ですが、今のことについて質問等ございませんか。はい、千葉さん

千葉伍郎委員 栗駒の千葉ですが、ひとつだけ協議に入っていく際の全体の認識を一致させなくちゃならないと思いますが、第3回の協議会で、協議 第8号で提出されました新市の事務所の位置についてということで、1から3まで報告があって、このことはですね提案の際にはありましたけれども、あくまでもこれは提案ということで、棚上げのような形でですね、ゼロから議論をするものなのか、これをあくまでもベースにしていかなければならないのかによっては議論の仕方が違ってくると思います。従って1、2、3の関係を小委員会に付託をされたという状況からしますと、それらは事実としてはあるけれども、5年後には新庁舎を建てますというのがありますが、その問題も含めて5年か10年かも含めて、建てる建てないかも含めて議論する選択肢がこの会議の出発点としてあるのかどうかですね、私はあるべきだと思うんですが、その出発点について議論していかないと、途中からいやそうじゃないとおかしなことになりますので、まず提案された協議 第8号の3つのことについてはどういう性格のものなのか、協議を出発する前に議論した方がいいのではと考えます。

鈴木 守委員長 栗駒の千葉さんから協議 第8号で新市の事務所の位置ということで3項目あるが、小委員会では棚上げをして検討すべきというのが千葉さんの考えですね。そういう考えのようですが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

千葉伍郎委員 これに帰属する場合もあるだろうし、戻る場合もあるだろうし、そうでない場合も有り得るんだという議論の出発点にするかどうかですね。

鈴木 守委員長 はい、若柳の佐藤さん。

佐藤平義委員 千葉さんの意見でいいと思います。それにとらわれないで。

鈴木 守委員長 その他にご意見ございませんか。

千葉伍郎委員 なぜかという、資料の中で前の協議 第8号の時の資料の最初の1枚がないんですよ。なかったものですから、いったん棚上げになってゼロからの話し合いをしましょうということで全員意思統一ができれば非常にいいのではと思う。

鈴木 守委員長 委員長の考えでいいですか。

小委員会に振るということは、そういうことでしょ。協議 第8号の3つの条文が頭に入れば小委員会を開く必要がない。これはあるはあるにしても小委員会ではこれにこだわらないで皆さんのご意見を出して、いくそういうふうにならざるを得ないと思うがいかがですか。はい、事務局どうぞ。

濁沼事務局次長 今、お話がありましたことは非常に大事なことで、確かに今日お示した資料の中に、前に提案させて頂いた3つの考え方、それに伴う関係する資料を削除しております。

どうしてかという、今、お話があったように第3回の協議会に3つの考え方、方向が分科会、専門部会で方向付けされて、その内容を提案させて頂きました。最終的に協議会におきまして提案内容じゃなくて、小委員会で検討すべきということ結論になりました関係で、提案内容についてはそこで消えたという考え方があります。今、お話がありましたように白紙の中でいろいろ委員会の中でどのような内容が望ましいかを議論して頂ければ。

ただ、第3回で提案された内容は、分科会、専門部会、幹事会等で議論尽くした内容であります。そういう議論の流れの中で、第3回の協議会に提案されたという部分については、今後議論していく

中で頭の隅において頂ければと思います。基本的には先ほど話がありましたように白紙の中で議論がなされていくのかと思います。

鈴木 守委員長 ということ、そういう考えでよろしいですね。(「はい」の声あり)

鈴木 守委員長 それでは、1番の新市の事務所の位置の検討について、皆さんからご意見出して頂きたいと思います。ございませんか。小委員会でもございますので、硬くならないで、ご意見を出して頂きたいと思います。はい、武田さん。

武田正道委員 議論していく順序のようなものを大まかに決めていった方がいいのではないのでしょうか。例えば、最初に設置方法を討議して、そのあとに同じように事務所の位置を決めるといったような形で。

鈴木 守委員長 そうしますと、2)の今後のスケジュールを最初に決めていった方がいいですか。はい、千葉さん。

千葉伍郎委員 スケジュールを決める前に基本に関わる部分があると思うんですよ。資料の2枚目にあります庁舎の設置方法についてですね。本庁方式でいくのか、分庁方式でいくのか、総合支所方式でいくのか、どういうスタンスをとるかによっては出てくる結論が違ってくると思う。私は設置方法について、まず意見交換をするという形で、決めるとかじゃなくて、柔らかい意味で話し合いををしてみたらどうでしょうか。その方向性が見えないと、お互いに言いたいことを言いつ放しで、誰が答えるでなく時間だけが過ぎていくのではということ、10ヶ町村が合併した時にどういう方式でいくか、それで私がさっき言ったように、協議 第8号については白紙にしておいてゼロからやりましょうという話をしたものですから、この3つの方法のうち、どれが地域の広い栗原郡を包括的に束ねていくには、どれが一番理想的なのかという議論がないと次に進んでいけないのではと思う。

飯田 明副委員長 千葉委員の言ったように、決め方というものを決めておいた方がいいと思う。

事務局から提案があると思ってたんですが、他の協議会では町村の役場を1回廻ってみようというところもありますし、栗駒町さんのように震災で伝創館を使っているところもあるし、現状を調べた上で意見交換をして、次の小委員会で前に出た意見を組み合わせせてみて、じゃあどういう風にしようかと意思統一していく方法もあると思う。

佐藤利郎委員 今、お話を聞いてたんですが、時間とかそういうのはいつ頃までなのですか。

例えば、各町村を廻るという話がでたが、日程的とかいろんな問題もありますよね。その辺を事務局の方でいつ頃まで検討して頂ければと、そのような部分を示して頂ければ。

飯田 明副委員長 ここの小委員会の場合は、議員さんがある程度状況が分かっている中で、他の協議会では協議会の委員以外の方が別個に小委員会の委員になっている。

佐藤利郎委員 だいたいの方はこの示した内容で分かるのでは。ただ、廻ればいいんですけど時間とかいろんな関係もありますし、分かれば早めに議論していった方が。

千葉伍郎委員 この後開かれる議員の定数と任期の問題については、最初は12月5日くらいまでにはという話があったんですけども、一迫町の選挙があり、若柳町の選挙があり12月5日までには難しいでしょうということで、12月中には方向性というような形で議員の中にはありましたから、そういう目安が同じくらいなのか、いや、もっと遅れてもいいんだよということなのか、無理しない方がいいと思うし、だからといってあまり長くされてもいろんな意味で困るだろうということもある。

鈴木 守委員長 事務局よりお願いします。

鈴木事務局長 基本的には、小委員会で1ヶ月半程度の期間の間にある程度の方向付けをまとめて頂ければ。考え方としては、協議会提案を11月下旬の第8回くらいではどうかと考えてはいます。

提案がある意味では事務所の位置の方が早かった、議員については12月5日頃と前に話した記憶があるのですが、時期的には11月下旬くらいまでには方向付けと言いますかできないのかなと考えておりました。

鈴木 守委員長 あまり期間がないということで、議員さん方は各町村の役場はだいたい分かってますよね。あとは学験の方々かと。委員長から提案ですが、本庁方式ではないよ、総合支所方式ですよということで進んできたと思うんですが、総合支所方式とはどのようなものなのか。

千葉伍郎委員 そう言ったって、例えばこういう話があったでしょ。総務、企画、財政その他選挙管理委員会等の管理事務部門は、一極にしますよって話をしてきましたら、この間の行政区長の話をしたら、例えばうちのほう総務が担当しているのを全部引き上げしたら、51の区長さんのお世話をするところはどこですか。総合支所方式でと言ったって、そしたら、総務は一部残すんですと。こんな話になったものですから、事務当局の方もどういう形で総合支所方式で残すのかということまで言ってないと思うんですよ。本庁方式という頭があって総合支所方式と言ってるんでしょから、そうなりますとニュアンスが違ってくるんですよ。

基本的には総合支所方式なんですよね。そしてできるならば新庁舎を建てないで、今ある庁舎を活用できないか。栗原郡これだけ広いところですから、築館、若柳、栗駒というブロックがある訳ですから、そこを中心とした総合支所方式をとって、そうすれば管理部門はどこにいったって変わらない訳ですよ。そうすると総合支所方式というのはどこまでスタッフを置くのか、新庁舎を建てた場合の管理部門と言われてるものをどこまで吸い上げるのかですね。その仕方によっては全く違ってくる。一極をひとつのくりとして、采配を振るっていくのは事務的にも難しいのかなと。そして10年くらいのスパンを設けてその方式がいいのか悪いのかも含めて総括をして、まち全体のことを考えていく。とにかく10ヶ町村が10年くらいを目処に名実共にまとまるのだというような過渡的な状況として、どれとどれがどうするのかということにもっていかないダメだと思う。

鈴木 守委員長 この委員会で、今まで事務方がいろいろ考えたやつを発表してもらって、総合支所というのはどの程度までかというのを、皆さんに理解してもらわないとなかなか進まないと思う。

事務局、総合支所をどこまで考えているか。何部門かを本庁にもってくる、その他の何の部門を今までの役場に置くか決まらないとなかなか進まないと思う。

濁沼事務局次長 それでは、この話題については前の協議会で協議させて頂きました。もう一度復習の意味で説明させて頂きます。考えられる3通りの方法でございます。

資料の2ページの右側をご覧頂きたいと思います。本庁方式でございますが、すべての行政組織、機構を1ヶ所に集中させる方法でございます。他の庁舎は支所になります。地域住民に直結する窓口的な業務のみを支所に残すというものであります。この方法ですと、職員等の人員削減や事務の執行上の効率化が大きいこと、住民に与える新市誕生の印象が大きいことで説明させて頂きました。

ただ、一方マイナス面として、新庁舎を建設するとなった場合、多大な費用がかかるということができます。それから、本庁舎から遠い住民のサービスの低下が考えられますというのが本庁方式でございます。

中の分庁方式でございますが、総合支所方式において本庁に設置する機能において複数の庁舎にふるい分けするという方法であります。この方法ですと、既存庁舎を利用するため、庁舎設備にかかる費用は低額で済むという利点があります。ただ、各業務の窓口部門が分散することから、一時的に住民にとまどいが生ずる、それから管理部門も分散することから、組織、機構上は非効率的になると考えられます。

次に一番下の総合支所方式については、管理部門や事務部門の先ほどのお話があったんですが、総務、企画、財政、議会、教育委員会、選挙管理委員会、こういう部門については本庁舎に、それからその他の行政組織部門としてそのまま旧町村に残すという考え方です。この方法ですと、地域住民にとっては極めて現況に近いということ、それから行政サービスもこれまでと同様に提供ができるのかなど。合併による事務処理の違和感が少ないのが一番かなと考えられます。ただ、人件費等の削減、合併による人口増等の効果については施設が分散しますから、あまり期待ができないというデメリットがございます。

その他に先ほど、千葉委員さんから前の協議会で云々という話があった訳ですが、いろんな部分の考え方があるんですが、例えば支所体系にした場合でも、企画、総務そういう部門については、すべて本庁舎にもっていくと問題が出てくるのかなという感じがします。中枢的な部門については本庁舎にもっていくことは変わりませんけれども、地域に関係してくる、前もちょっとお話をさせて頂きましたが、例えば、各分庁舎、総合支所に地域振興課、例えば例ですがそういう置き方が必要になってくるのではないかなど。これは具体的には組織・機構の関係がでできますから、はっきり言えないんですが、ひとつの考え方としての内容になりますが、残さざるを得ないかなど。ここで残して何をするのかと。地域独自のコミュニティの問題とか、地域活動の支援業務、そういうものを各旧庁舎内に残さざるを得ないかなど。そういう部分が例えば地域振興課であったり、その中には総務管財部門をこれはすべてを残すのではなくて一部を残すということです。

それから企画政策担当部門を残すと、これは先ほど言いました企画財政政策、例規の部門じゃない部分をそこに残すと、それからもうひとつは地域振興課的な部門を残すとすれば、事業推進的な部門も各支所に残さざるを得ないと。例えば除雪の関係、道路維持、補修の関係、そういう部分はこまめにやるために各支所単位に残すべきだと。例えばそれを事業推進課なるものにした場合、じゃあ具体的には農林担当も残さざるを得ない、建設関係、水道の浄水場の維持関係、商工部門も各部門として残すと。先ほどから言ってるようにすべてを残すというのではなくて、そういう部門も残さざるを得ないということです。

それから例えば住民に直結する部分の、例えば住民課なる部門には、住民担当の部分とか、福祉の関係、税の関係、これもすべてを本庁にもってくるのではなくて、それぞれ部門として各庁舎に残す必要があるのかなど。

ただ、これは先ほど申し上げましたとおりトータル的には、住民生活に密着した窓口関係、それからいろんな申請業務、交付業務、住民の相談的な業務、地域独自のコミュニティも含めた業務、そういう部門が支所に、どういう行政組織になるか、これについては今の考え方としては残さざるを得ないだろうと。ただ、具体的にはどういう格好で残すのかという部分については、大きな組織・機構の部分が絡んできますが、どういう組織・機構になってもこういう部分については残さざるを得ないかなど。これは先ほど申し上げましたが、ひとつの考え方で具体的な内容については、組織・機構の中でつめていくこととなります。

鈴木 守委員長 ということですね、一部分庁方式を含めた総合支所方式、なんとなく分かったような分からないような。

菅原 佑委員 提案的な話になりますが、案件として1、2とありますが、何をいつまで決めるのかをまず今回決めて頂いて、それに沿った方向でやっていかないことには、分庁方式、総合支所方式は決まらないですよ。それから第3回ですか、8月28日にやった時の2番の「新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後本庁方式とする」これを良しとするか、その後、何年後に新庁舎を建てる

のか、その間に分庁方式、総合支所方式で、最後に場所をどこにするのか。当分の間はとか、そういう決め方をスケジュール的にやって頂かないと、トータルでやっていったらなかなか難しいのでお取り計らいをお願いします。

鈴木 守委員長 第3回の協議 第8号の分を頭には置いておくけれども、それにはこだわらないで進めなさいということなのでそれで進めてきた訳です。今後、何回会議を開かなくてはならないか分かりませんが、11月半ば頃までとなるとなかなか難しいと思います。

ということで、今日は第1回目なので大ざっぱなことを皆さんに理解してもらって、今後進めていかざるを得ないのかなと考えております。4時からもうひとつ会議がありますが、3時半頃までいろいろ話し合いしていきたいと思います。

鈴木事務局長 はい。

鈴木 守委員長 はい、どうぞ事務局。

鈴木事務局長 基本的には事務所の位置の検討ということでご議論して頂く訳でございますが、事務所の位置の定めについては地方自治法に定められておまして、地方公共団体は事務所の位置をきちっと条例で定めなければならない。その定める方法として、基本的にはすべての機能が、いわゆる行政機能はひとつが望ましいんですが、なかなかそういう部分が難しいのではないかとということで、前回の提案がその辺から分庁方式とか、支所であっても一挙に機能を縮小するのではなくて総合支所的な、ある一定期間は、当分の間は、今までどおりの業務を行うような総合支所というような提案の仕方、方法論としていろいろ出ています。

ですからある意味で、事務所をどこにすべきなのかということも、基本にはあると思います。あとは方法論として、ひとつの既存庁舎を使う場合なかなか大きさがいいものだから、分散せざるを得ないのかなという方法になってくるかと思えます。事務所の位置の決め方について、どういうことで順序だてて決めていくかもある程度皆さん方で検討して頂くことになるのかなと。

鈴木 守委員長 はい、大内さん。

大内 朗委員 前のやつに全然拘らないということですが、それはそれでいいですが、私としては前に出た案もいろいろ検討してきて出てきたものだと思う。今回の小委員会でもある程度のたたき台としての価値はあると思う。総合支所方式でしたよね、前は。ですから、今の現状からすると、この方式より他にないと話が出てくる。

例えば今すぐに本庁舎も建ててやるということもできませんし、それから分庁舎、総合支所ですとかの機能とか分担なんかも理解してからでないかね。機構図なり、支所の機能なりも出てこないとおかしいと思う。それを出して頂いて検討していくことでないと。

それから方法論で2ページに、真ん中のところに支所の定義があるんですよね。本法により支所と称するのは、市区町村の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するのであって、一部の管理部門、特定の部門だけの事務所は、支所ではないというようになっている訳ですよ。その辺をみんなで分からなきゃいけないと思うんですよね、その辺いかがですか。

鈴木 守委員長 はい、佐藤委員。

佐藤利郎委員 なかなか難しくなってきた感じがするんですけども、本当は最初のページに書いてあるように、新市の事務所の位置の検討の小委員会だから、先ほどの千葉さん、皆さんの話にも出てるように、どの方式にするかによっていろいろ問題はあるという話をされてましたよね。本当は、そちらが検討の最重要課題なんですよ、この中では。それに伴っていろいろ話が出ましたけれども、前に分庁舎方式って言いましたよね、確か。総合支所方式だったですかね、私、花山ですけ

れども、やはり今、栗駒さんで伝創館を改装してやっていますよね。あれ、庁舎を改装して役場が入ったということで、私もちょっと聞いたんですけれども、すごいお金がかかるんですよね。またやる時お金がかかるんですよね、正直な話。今の状態で栗原全部をずっと廻ってみると、栗駒さんは今そういう状態ですけれども、あとの庁舎は高清水さんは若干あれですけれども、みんな立派な庁舎なんですよ。今ある機能でできれば総合支所の状態で、それを変えるとなると産業課はどこ、建設課はどこって言われると、私も金成まで行かなければならないとか、大変だと思う。だから山手の方がみんな下がっていくようでは大変ですから、それ以上に総合支所にしてもらうのであれば、花山であれば全部ある訳ですよ。それを活用しながら、レベルアップして欲しいというのが基本なんです。できるかどうか分かりませんが、そういう形にしていってだんだんにしていくっていう形をとる以外ないような気がするんです。私もメカに強くないですけれども、例えば築館で押せば花山でちゃんとなるとか、いろんな形でできるんですよね、メカ使えば。そういう形でやって4人でやっているものを3人とか2人でやる方式にするのが一番いいような気がしますけれども、いかがでしょうか。

千葉伍郎委員 心配したのがですね、庁舎が5年を目処に建てるとのことなんですよ。5年経って新庁舎が出た時には、今の10ヶ町村の総合支所方式は5年で終わりだと思うんですよ。

佐藤利郎委員 違うんじゃないですか。

千葉伍郎委員 違うって言うなら、それがきちっと見えればいいですよ。建てた後も総合支所を残すんですと言うのであれば、小さい町も大きい町もあまり違和感ないと思うんですよ。さっきも言った本庁方式と言うのは、経済の理論から言えば本庁方式というのは望ましい姿なんですよ。合理性から言っただけ人を減らすって、機械を入れるって一番本命なんです。これだけ広い栗原郡から一極に集中してくるっていうのは、栗駒の例からすると築館まで来るのは、1日に3本しかバスありませんからね。交通手段を持たない人達はどうするんだとなると、じゃ5年後に庁舎を建てた時には総合支所方式をきちっとまだ残すんですと言うのであれば、話はばたばたといくと思うんですよ。ところが、5年先の話はここでまだ見えてないんです。だから私言ってるのは、ちょっと角度変えているんですが、栗原郡広いから少なくとも末代、築館、若柳、栗駒の3ブロックはある意味では総合支所方式の機能を十分置けるように、それを補完するブロック毎の町村が一定の行政を行う、支えていくということが末代できれば広い所はできるんですけれども、今の10ヶ町村で5年後の建てた姿が見えないので、どういうことを考えて5年後の新庁舎ということを考えたのか、今の総合支所方式だと、私は無理して100億もする新庁舎を建てる必要がないと思う。例えば築館、若柳、栗駒のブロックで総合支所方式とれば、金成の庁舎だっていいんですよ。

鈴木 守委員長 はい、だいたいお考えは分かりました。合併した後もずっと総合支所方式をとれるのか。

濁沼事務局次長 これは非常に難しい話なんですけど、ただ、合併の効果として人件費、物件費の削減、それから職員数の削減、こういう部分に出てくると思う。また地域住民の方々から、合併に伴うひとつの典型的に出てくるのが、職員の削減が何人削減されるのかと問われる恐れがあると思います。これは議会議員もそうなんですけど、ただ事務局の考え方として前にも計画の中で出しているんですが、平成26年の10年後、職員数どれくらい想定してるのかと。これは、1,000ちょっと超えたのが今の職員数ですが、10年後には類似している市と対比して最終的には300人くらいの職員減が出てくる。そうすると栗原については750人前後かなと思います。そうしますと今の職員、組織、機構からしますと職員数の削減は出てこない。総合支所方式を例えば10ヶ町村の庁舎にそういう機能を持たせるとすると、先ほど言いましたように、人件費や物件費の削減は出てきませんよ。住民の

要望として今の機能をそのまま各支所に残してくれという話になりますと、300何人という計画的な職員削減はできない。そうしますと合併のひとつの効果として出てこない。

ただ、組織・機構の関係がありますから、10ヶ町村で持っている機能を10ヶ町村にそのまま残す。そうじゃなくて、先ほど千葉さんから出たように、3町くらいの部分で残す、場合によっては再編もするののかということで大きく違ってくると思う。ただ、前の協議会でもお話ししたんですが、総合支所方式、前にお話しした時には、当分の間、分庁方式を含めた総合支所方式と説明させて頂きました。これは、当分の間で、将来的には新庁舎が建った後については、あくまで本庁方式でいかざるを得ないだろうと説明させて頂きました。総合支所方式をどこまで引きずっていくのかというのは、例えば新庁舎が建った場合には考え直す必要があると思います。ただ、その時に支所にどういう機能を残すか、先ほど言ったように地域振興課なるのを残さざるを得ないだろう。それから住民課的なものも残さざるを得ないだろう。事業推進課的なものも残さざるを得ないだろうと先ほど説明させて頂きました。今、各役所でもっている組織の大きな見直しも含めて、本庁に持ってきても住民生活に大きく支障の及ばさないものについては、すべて本庁に持ってくるべきだと思います。どうしても地域に機構として残さざるを得ないものについては、最低限各支所に残さざるを得ないと思う。具体的には何と何を残すのか、それから人数的な部分、行政サービスの部分、これは全体の組織の中で詳細に詰めていかざるを得ないかと思う。今、説明できるのはこういう感じです。

鈴木 守委員長 10分間休憩しますか、3時20分まで

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

鈴木 守委員長 それでは再開します。いろいろご意見あると思いますけれども、今日は結論出すところまではいきませんので、今からいろんな意見を聞きながら、今後のスケジュール等を踏まえて進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。この会の持ち方として何回くらい、どの程度と考えているか、最終的には具体的にいつ頃かというのがあれば。

濁沼事務局次長 事務局の考え方としては、11月27日の第8回の協議会頃を考えております。第8回の中で小委員会で検討された内容を報告して頂いて、第9回の協議会頃に、これは12月11日になりますが、事務所の位置については協議会確認をしたいということで、小委員会の方向付けといたしますと、第8回の11月27日頃まで協議会の方へ結論として報告するというようにしたいと思ひます。

どうして11月、12月かと言いますと、事務所、名称についても遅くとも第10回の協議会の中で、新市の名称を決めるということで進めておりますし、この後の議員の関係の小委員会につきましても年内に協議会に提案して確認していきたい。これからの小委員会の会議の回数関係ですが、逆に委員さん方からどれくらいの小委員会の開催回数が必要なのか、それから今日お示しした資料以外として、こういう資料がないと協議ができないというのがあれば出していきたく思っております。

鈴木 守委員長 はい、どうぞ。

武田正道委員 今、ちょうど事務局さんがおっしゃいましたけれども、せっかくの小委員会ですから、本会議と同じ資料ではより細かい検討はできないと思ひます。しかも、今お聞きしますとあまり日にちがないと。日にちがたくさんあるのであれば、例えば、協議会の本会議に提案された案件を

たたき台として尊重してもいいんですけども、その提案した基礎資料ですね、どんな経過でそういうふうに至ったのかと、できれば事務局の方から資料なりあるいは部会で決めたと言うことですので、部会の責任者の方にこういう経緯で決めましたよという説明をお聞きしたいか、それがなければ同じ資料を私達にもどさんとくれと。で読みますからというふうくらいにしないと小委員会を作った意味がなくなる可能性がある。だからもう少し細かい、本会議よりむしろ割愛した資料で小委員会で議論していくというのはちょっとやっぱり。

例えば、感じとして新庁舎を建てると金がかかるから、いくらかかると試算したんですか、人件費が安くなる、いくら安くなると試算してこのような提案をしたんですかということをお聞きしたくなります。そういった資料を出して頂いた方が時間的には少なく済むのかなと。口から言うのが嫌であれば、読めと言うのであればその時間を頂きたいと思います。

鈴木 守委員長 今、高清水の武田さんからそういう意見を頂きましたが、いかがですか。

千葉伍郎委員 例えば、5年後に新庁舎を建てたいという協議 第8号がありましたよね、提案された時の。それは一体どれぐらいの総事業費がかかってですね、どういう機能まで入れようとして、そしてじゃあそれが出来上がった段階の総合支所方式と言うのはどういう形になっていくのか。依然として10ヶ町村に残すのか、あるいは縮小、再編成にしていくのか。一番肝心なる場所は自分としては庁舎を建てるべきでないと思っていますから、100億ですからね、そんなにそんなに簡単に建てるべきでないという議論からすれば、じゃあどういう機能を持ってそこに建てるのか、場所は別にして今段階で新庁舎を5年後に建てますといった構想と、今提起しております総合支所方式がどういう形で変身をしていくのか、そこは聞きたくなくても聞かなくちゃいけないですね、原案にあるんですから。そのところ関係するのがあれば見せてもらった方がいいですね。なるほど、やっぱり新庁舎を建ててそういう方法でいかなくならないんだなという説得材にもなるしね。

鈴木 守委員長 このことについて、事務局から何かあれば。

濁沼事務局次長 例えば、新庁舎を建てた場合、事業費がどれくらいかかるか、これはいろんな組織・機構、庁舎にどういう機能を持たせるかもあるんですが、ただ一般的にこれぐらいの職員数で、人口がこれぐらいで、一般的に組織・機構の関係も先ほど言ったようにあるんですが、これぐらいの人口の類似町村、類似市の場合、これぐらいの職員数がいた場合の、これぐらいの庁舎が、これもいろんな先進の事例からいうと面積なんか大きく違ってきますが、一般的にこれぐらいの職員数から考えられる組織・機構、具体的に組織・機構がこうだという話じゃなくて、こういう人数から考えられる組織・機構を前提とすると、これぐらいの事業費がかかるという例から、例えば次回の小委員会に例として、例えば職員数、先ほど言ったように300人くらい削減すると、例からして10年間くらいで何人くらいづつ削減していくのかという部分もあります。

ただ一番難しいのは、例としては出せるんですが、栗原の場合、どれぐらいの面積で、何階建てで、駐車場は何台で、用地はどれくらいですかと、例としては出せるんですが、場所によってもいろいろ違ってきます。例えば、駐車場についても平面的にするのか、2階ぐらいの駐車場にするのかも違ってきますし、一般的な庁舎建設費、職員の計画的な削減の計画は出せます。ただ、総合支所、分庁舎、どこの庁舎にどんな業務組織を置くかというのは、いくら聞かれてもまだ出てきません。ただ、こういう部分は機能として考えられます。こういう部分というのは残さざるを得ないと思いますという思いの部分、具体的には組織・機構の関係で、これも協議会の確認事項でありますから、その中で議論をしていかなるを得ないかと思えます。ただ、出せる部分については出していきたい。先ほど言った事業費の関係、職員数の計画的削減の関係、金額的にそうした場合に人件費がどれくらい削減さ

れるかという部分については、次回の小委員会に出していきたい。もしそういうのがあればですね。

鈴木 守委員長 というようなことですが。

武田正道委員 もう一度確認ですけれども、私はあまり細かいところは求めないんですけれども、原案として提案されたんでしょから、小委員会を作ったということで白紙という考えだということですが、原案を作る時に会議を何回か開かれた訳ですから、その時のたたき台になった、雰囲気とかで決めた訳でないでしょうか、なんか基礎資料をもって提案された訳でしょうか、その基礎資料を例えば白紙の状態ここで考えろと言うなら、その基礎資料を私達にもう一回見せてもらって検討していかなければならないんですけれども、せっかく一回検討した人達がいるんだから、検討した結果なぜこうなったのかという説明をうけた方が時間的には早いんじゃないかと。委員会の規定にもありますけれども必要に応じてご意見を頂けるのであれば、今、事務局さんは部会で話し合っただけで決めたということですから、そこでこういう話し合いがありました、その結果この提案をしましたという説明を頂ければそれでいいと思います。大変参考になる。

鈴木 守委員長 その他に欲しい資料とかありますか。

大内 朗委員 今、組織・機構とかは資料としては出せないという話でしたよね。しかし、仮に今現在分庁舎方式はやむを得ないと思うんですよ、今のところは。そして総合支所と支所は変わりないと思うんですよ。支所の機能としては、さっき読み上げたところにあるように、このように支所としてはこういうものだよとはっきりしてるのだから、これに基づいた組織・機構にできると思うんですよ。支所の機能というものはこういうものだよとはっきりしてるのだから、できないということはないと思うんですよ。その辺いかがですか。

鈴木 守委員長 どこまで総合支所に置くかというのは今は考えつかないということなので、今、高清水の委員さんが言われた、新庁舎を建てるとなった時の基礎となったような資料は出せるということでしたが、その他に必要な資料はないですか。

千葉伍郎委員 栗原の場合は、例えば新庁舎は5年後に建てましょうという話でしたよね。古川の場合は10年なんですよ。そうするとうちの方の5年というのは、何かが機構図の中で根拠があるから5年という話が出てきてると思うんですよ。同じ特例債を活用するにあたって。ですから、その一連の流れ3つしかないんですから、どういう組織の方式にいて、何をどうするという3つしかないんですから、白紙にして議論しましょうとは言いながらも、追っかけてはきてるんですから正直なところ。ですから、私は例えば5年が古川では10年になってますが、うちの方の5年というのは、どういう組織事情があって、こういう建物の弱点があって早く新庁舎を建てて本来の機能に移行しなくちゃならないという悩みがあればあるなりに話してもらわないと。あるいは、早く本庁方式にするために5年というようにしているのか、私はその辺が見えてないから。

大内 朗委員 5年という必要はないと思う。特例債が5年で打ち切られるというのではないので、10年なら10年でいいとすればやっぱり余裕を持っていった方が、そういうのも含めて検討していった方がいいと思う。

濁沼事務局次長 この前に提案した内容についてのいろんなご質問かと思いますが、先ほども申し上げましたが、これは提案は提案として。ただ、どうして5年かという話ですが、これは専門部会の中でもだいぶ議論されました。10年としてしまうと庁舎が建ってこないだろうと。これは逆に協議会の中でやっぱりひとつの目標と、あえて5年を目標と、目標いうこれを使わせて頂きました。専門部会でもそうですが、5年が例えば7年かかってもいいと。ただ、やはり早く新しい庁舎を持つことによって本庁方式になりますから、先ほどから言ってますように人件費、物件費、早くすればするほど、

そういう経費の削減が目に見えて出てくるということで早くやった方がいいだろうと。

ただ、はたして5年でできるのかという部分については、これはやはり5年ときちっと決めて、いろんな特例債の全体的な部分もありますから、これは難しいかもしれないという部分で、それでは目標として、これは例えば6年になっても7年になっても仕方ない。ただ、少なくとも早く合併の経費等の効果を出すためにはひとつの目標として、5年にしますというのが専門部会の報告です。5年と7年、例えば8年どう変わるかという話ですが、早く合併の効果を表したいというのが専門部会の報告であります。

鈴木 守委員長 ということで目標だそうでございます。あと資料としてよろしいですか。新庁舎の関係の資料ですね。

濁沼事務局次長 先ほどから専門部会の資料の関係、部会の考え方、これは規定の中で小委員会に関係職員の意見を聴取することができるのとありますから、もし、皆さん方が次回の小委員会に総務部会長を出席させて説明させたいということがあれば、ただ、説明の内容については大きく変わってこないかと感じがしますけれども、一応そういうことで、次回の小委員会に総務部会長を同席させたいと思います。その他に先ほど申し上げましたとおり、庁舎の建設の問題、職員の削減の経費の問題、これは次回の小委員会に資料として提出させて頂きたいと思います。

鈴木 守委員長 ということで、部会長の出席並びに資料を出すということでよろしいですか。
(「はい」との声あり)

鈴木 守委員長 それでは次の開催日ですね、事務局の方でいつ頃までというのがありますか。

濁沼事務局次長 11月27日第8回の協議会に小委員会の報告をするという、それも含めたスケジュールをこの次の小委員会に示したと思います。そうしますと、次回の小委員会の開催の関係ですが、11月27日となりますと、あと1ヶ月半ということで、できれば早い時期に開催をお願いしたいと思います。ただ、どういう日時、例えば平日でいいのか、土曜日、日曜日がいいのか、夜間がいいのか。小委員会の回数、事務局で何回くらい必要なのかはつきり持っていませんが、今日を除いて3回から4回くらいで方向付けがなされるのかなと感じはしてるんですが、委員さんが、もっと細かいスパンで会議を開催したいと言うことであればそれで結構だと思います。その辺も含めて次回の日程をお聞かせ頂きたいと思います。

鈴木 守委員長 ということで、平日にこだわらないそうです。土、日でも夜間でもいいそうですが、どう致しますか。

日程について協議

濁沼事務局次長 先ほど言われている、土、日の関係で難しいよってという話があったんですが、学識の委員さん10名については、まちづくり検討委員会という委員会の委員になっているんですよ。これが12月頃までにまず10回くらい開催されます。これは土、日です。そういうことから委員さんから、土、日に開催するとまちづくり検討委員会とダブるということになるので、土、日は外してくれという話かと思うんですが、そうすると平日の関係ですと、仕事の関係で休みがとれないよということなので夜間ではどうかと。夜間でも委員さん方が出席できる時間帯で時間をお決め頂くと。あとは皆さんがここで決めて頂ければいいんですが、事務局にお任せ頂くということでいかがですか。

日程について協議

鈴木 守委員長 15日でダメですか、15日の夜。

濁沼事務局次長 今のお話ですと10月15日水曜日夜7時から、場所については事務局に一任させて頂きたいと思います。今度は小委員長名でご案内をさせていただきます。

鈴木 守委員長 ということで、今日の会議を閉めたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」との声あり)

鈴木 守委員長 その他に何かありますか。

武田正道委員 事務局さんをお願いなんですけど、先ほど、みんなで庁舎を見て歩くというのがなくなったので、私なんかは高清水以外どこも見たことないんですが、もし単独で時間があって行った時には、お話を頂ける窓口が各町村にあるのであればお知らせ頂ければと思うんですが。

濁沼事務局次長 それでは次回の会議の通知と一緒に、各町村に合併担当課職員がおりますので、その名簿を併せて会議通知と一緒に送付させて頂きたいと思います。

4. 閉 会

千葉事務局次長 それでは閉会にあたりまして、飯田副委員長さんの方から閉会のご挨拶を頂きたいと思います。

飯田 明副委員長 皆さん、長い時間ご苦労さまでございました。

今日の小委員会では、協議会に提案された案件がある訳ですけれども、基本的にはこの小委員会で考えないで進めていくということになったかと思いますが、小委員会でいろんな資料を提示された上で、意見交換をした上でいろんな問題が出てくるかと思いますがけれども、第8回の協議会まで時間がございませんけれども、皆さんと一致協力していい提案を協議会にしていきたいと思いますので今後ともよろしくお祈りします。

午後3時49分 閉会